

登録コード	J6050200	開講年度	2026					
授業科目	不法行為法					担当教員	弘中 章	
英文授業名	Tort Law					副担当		
単位数	2	講義期間	後期	曜日・時限	火曜・4時限		対象学年	(20・23カリ対象科目) 経：3年(23カリ：経2年)/法：2年
講義室	経法第1講義室		授業区分	講義	遠隔授業科目			
信大コンベンション	非該当							
(1)授業の達成目標	授業で得られる「学位授与の方針」				⇔	【授業の達成目標】		
	経法23加(2026改)・応用経済, 経法23加・応用経済							
	専門知識を応用・実践する力として、計量的分析手法によるデータ解析を用いたリスクの定量的評価, 実験経済学による社会制度の機能の検証, 医療や福祉の現場における社会調査の手法を実践した地域の問題発掘, 法の経済分析を通じた法制度の効果・影響の検証, などのスキルを習得し, 経済の実情に即した政策提言, あるいは企業行動の決定を行うことができる能力を身につける。				⇔	・制度に関する経済学的分析の前提となる不法行為(そのほか不当利得・事務管理)の考え方を身につける。		
	環境問題, 少子高齢化, 自然・経済リスクの管理, コーポレート・ガバナンス等の法制度がかかわる問題などについて, 現実には解決を探る際には, 法学, さらには, 理学・工学・医学等の関連領域との協力が必要となる。このために, 関連する分野の考え方を正しく理解して経済学的分析手法との相違を把握し, 経済学の知見を, 柔軟にまた建設的に応用できる能力を身につける。				⇔	・制度に関する経済学的分析の前提となる不法行為(そのほか不当利得・事務管理)の考え方を身につける。		
	経法23加(2026改)・総合法律, 経法23加・総合法律, 経法20加・総合法律							
	法学の専門領域の基礎能力として, リーガルマインドを備え, 現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な法学体系の基礎専門知識を身につける。				⇔	・リーガルマインドを備え, 現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な民法(特に不法行為, 不当利得, 事務管理)に関する基礎的な法概念や理論, 判例について説明することができるようになる。		
(2)授業で学べる「テーマ」	多文化協働, キャリア							
(3)全学横断特別教育プログラム								
(4)授業の概要	事務管理、不当利得、事務管理に基づく債権をあわせて法定債権といいます。この三者は、法律の規定に基づく(契約によらない)債権発生原因であるという点では共通しますが(ゆえに「法定」債権)、それぞれの性質は大きく異なります。不法行為は、他人の権利・利益を侵害して損害を与えた者に一定の要件の下で損害賠償義務を課すことで損害の填補を図る制度です。事務管理は、義務なくして他人のために事務の処理を行った者がいた場合に、この者に事務管理を継続する義務を負わせる一方で、本人に対する費用償還請求権を認めるなどの調整を図るものです。そして、不当利得は、法律上の原因なくして財産的利益の移動が生じた場合に、その是正を行う枠組みです。 この授業は、これらの法定債権関係に関する規範を学ぶとともに、これらの規範に基づいて具体的な事案を解決することができるようになることを目標とします。 民法典の編成に即すると、この授業が対象とするのは、第3編「債権」のうち、事務管理(第3章)、不当利得(第4章)、不法行為(第5章)となります。							
(5)授業計画	第1回 はじめに 第2回 不法行為総論 不法行為制度の意義・機能、全体像を説明します。 第3回 不法行為の成立要件(1) 故意と過失、過失の意義・判断基準などについて説明します。 第4回 不法行為の成立要件(2) 権利・利益(法益)侵害の要件について説明します。 第5回 不法行為の成立要件(3) 損害の意義、因果関係、不法行為の成立を阻却する事由について説明します。 第6回 不法行為の効果(1) 損害賠償とは何か、その請求主体、損害賠償の範囲について説明します。 第7回 不法行為の効果(2) 損害賠償の算定方法、損害賠償額の減額に関する諸制度を説明します。 第8回 不法行為の効果(3) 損害賠償請求権の行使に関連する諸制度(消滅時効、相殺)、金銭によらない救済方法を説明します。 第9回 特殊な不法行為(1) 他人の行為について責任が発生する場合である監督義務者責任、使用者責任を説明します。 第10回 特殊な不法行為(2) 物の危険に関して責任が発生する場合である土地工作物責任、動物占有者責任、製造物責任、自動車損害賠償責任について説明します。 第11回 特殊な不法行為(3) 複数の行為者の責任を扱う共同不法行為の制度について説明します。 第12回 不当利得(1) 不当利得の概要、給付利得について説明します。 第13回 不当利得(2) 侵害利得について説明します。 第14回 多数当事者間における不当利得 騙取金に関する支払、転用物訴権について説明します。 第15回 事務管理							

(5)授業計画	事務管理の概要、要件・効果について説明します。 授業アンケート 期末試験
(6)成績評価の方法	・より高度な法学的思考力の前提となる「基礎的な知識」「基本的な考え方」が身についているかどうかを、小テスト又はレポート、期末試験を通じて評価します。点数配分については以下のとおり。 ・小テスト 30% 不法行為、事務管理、不当利得の知識を修得できているかを確認するため、正誤問題・用語問題・簡単な事例に関する記述問題等を出題する予定（2～3回実施）。それらの実施時期は、①一般不法行為の成立要件の履修が終わった頃と、②一般不法行為の効果の履修が終わった頃を予定しています。さらに特殊な不法行為と不当利得に関する確認テストの実施があり得ます。 ・期末試験 70% 論述問題を出題する予定
(7)成績評価の基準	講義の中で検討した諸問題について指摘でき、その問題を解決するための法律構成、要件及び効果等について一応の理解が示されていれば「水準にある」（可）、正確な理解を示すことができているれば「やや上にある」（良）、不法行為法の体系的な理解に基づいた検討ができていれば「かなり上にある」（優）。さらに、論述が緻密になされていれば「卓越している」（秀）。
(8)事前事後学習の内容	【事前学習】レジュメを事前配信するので、授業の前に読むようにしてください。また、自分で購入した参考書の該当箇所を読んで授業に臨むことも推奨します。 【事後学習】授業内容をもとに小テストないし確認問題（30点分）を出題するので、これらに備え参考書、レジュメ等を復習しておいてください。
(9)履修上の注意	民法の条文を見ていくため、毎回、六法を持参するようにしてください。
(10)質問,相談への対応	各回の授業終了時に対応しますので適宜お声がけください。
【教科書】	・各回のレジュメを配信するため、特に指定しませんが、授業の初回にいくつかの教科書、文献を紹介します。 ・次に掲げる参考書（中原ほか）は初学者が勉強していくのに便利であり、教科書に準じたものとしてその通読を推奨します。判例百選については該当箇所を読むように指示することがあります。
【参考書】	・中原太郎ほか『民法6 事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣、2022年、2100円（税別）） ・窪田充見・森田宏樹編『民法判例百選Ⅱ 債権』（有斐閣、第9版、2023年）など